

大阪市文化集客振興基金を充当する事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市文化集客振興基金条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、大阪市文化集客振興基金（以下「基金」という。）を充当する事業について必要な事項を定めるものとする。

(基金充当事業)

第2条 基金を充当することができる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 文化振興施策の推進を図ることを目的とした事業
- (2) 集客施策の推進を図ることを目的とした事業

(充当金額)

第3条 充当事業は、当該年度の基金の状況や、充当する事業の内容をふまえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。